

上ヶ原浄水場再整備等事業

事業契約書

(案)

令和2年●月●日

神戸市水道局

【事業者名】

上ヶ原浄水場再整備等事業  
事業契約書

- 1 事業名 上ヶ原浄水場再整備等事業
- 2 事業場所 西宮市仁川百合野町1番40号
- 3 事業期間 令和2年●月●日<sup>1</sup>から令和22年3月末日まで
- 4 契約金額 ¥●—  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●—)
- 5 契約保証金 第10条に定める。

前記の事業について、神戸市水道局は、事業者【事業者名】との間で、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年●月●日

甲：神戸市水道局  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

乙：【名称】  
【住所】  
代表取締役 【氏名】

---

<sup>1</sup> 本契約の締結日を挿入する。

## 目次

第1章 総則	7
第1条 (契約の目的)	7
第2条 (事業の趣旨の尊重)	7
第3条 (用語等の解釈)	7
第4条 (秘密の保持)	7
第5条 (共通事項)	8
第2章 本事業の実施に関する事項	9
第6条 (本契約の期間)	9
第7条 (本事業の概要)	9
第8条 (乙に対する支払)	9
第9条 (遅延利息)	9
第10条 (履行保証)	9
第11条 (規定の適用関係)	11
第12条 (責任の負担)	11
第13条 (業務受託企業の使用等)	12
第14条 (業務受託企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	13
第15条 (乙の資金調達等)	13
第16条 (財務書類の提出)	13
第17条 (整備期間の保険)	14
第18条 (維持管理期間の保険)	14
第19条 (公租公課の負担)	14
第20条 (許認可の取得等)	14
第21条 (法令等の変更による措置)	15
第22条 (不可抗力による措置)	15
第23条 (第三者に対する損害)	16
第24条 (事業工程表)	16
第25条 (権利義務の譲渡等)	16
第26条 (成果物及び上水施設の利用及び著作権)	17
第27条 (第三者の知的財産権等の侵害)	17
第28条 (用地の使用等)	18
第29条 (臨機の措置)	18
第30条 (監視員)	18
第31条 (説明及び報告義務)	19
第32条 (関係者によるモニタリング会議)	19
第3章 統括マネジメント業務に関する事項	19
第33条 (統括マネジメント業務)	19
第34条 (統括責任者等に関する措置請求)	20

第4章 本施設の整備等に関する事項.....	20
第1節 事前調査 .....	20
第35条 (事前調査業務) .....	20
第36条 (事前調査業務に従事する作業員の健康診断) .....	21
第2節 設計 .....	21
第37条 (設計業務) .....	21
第38条 (設計の完了) .....	21
第39条 (要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更) .....	22
第40条 (要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担) .....	22
第41条 (甲による説明要求) .....	23
第3節 工事総則 .....	23
第42条 (工事用電力等) .....	23
第43条 (用地の管理) .....	23
第44条 (近隣対策等) .....	23
第45条 (工事の中止) .....	24
第46条 (工期の変更) .....	24
第47条 (工期の変更の場合の費用負担) .....	24
第48条 (甲による説明要求及び工事現場立会い等) .....	25
第49条 (建設業務に従事する作業員の健康診断) .....	25
第50条 (環境汚染物質) .....	25
第4節 建設 .....	25
第51条 (建設業務) .....	25
第52条 (建設業務における施工体制の確認等) .....	26
第53条 (完成等に係る許認可等の取得) .....	26
第5節 工事監理 .....	27
第54条 (工事監理業務) .....	27
第55条 (工事監理者及び工事監理総括者) .....	27
第56条 (工事監理業務に関する費用負担) .....	27
第6節 上水施設の完成及び引渡し.....	28
第57条 (乙による試運転及び乙による完成検査) .....	28
第58条 (甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付) .....	29
第59条 (上水施設の引渡し) .....	29
第60条 (部分使用) .....	29
第61条 (引渡しの遅延) .....	29
第62条 (瑕疵担保) .....	30
第5章 上水施設の維持管理に関する事項.....	30
第63条 (維持管理業務) .....	30
第64条 (水道法に基づく第三者委託) .....	31

第65条	(災害・事故対策業務)	32
第66条	(性能保証等)	32
第67条	(改善通告等)	33
第68条	(貸与等)	33
第69条	(維持管理業務に従事する作業員の健康診断)	34
第70条	(使用人に関する乙の責任)	34
第71条	(要求水準書又は事業者提案の変更)	34
第72条	(要求水準書又は事業者提案の変更に伴う費用負担)	34
第73条	(甲による検査)	35
第6章	甲が実施する工事等との調整等に関する事項	35
第74条	(甲が実施する工事等との調整等)	35
第7章	モニタリングに関する事項	36
第1節	引渡しまでのモニタリング	36
第75条	(上水施設再整備業務のモニタリング)	36
第76条	(上水施設再整備業務不履行に関する手続)	36
第2節	引渡し以降のモニタリング	36
第77条	(維持管理業務のモニタリング)	37
第78条	(維持管理業務不履行に関する手続)	37
第8章	サービスの対価の支払に関する事項	37
第79条	(サービス対価の支払及び改定)	37
第9章	契約の解除及び終了に関する事項	37
第1節	解除及び契約の終了	37
第80条	(甲の解除権)	37
第81条	(乙の解除権)	38
第82条	(法令等の変更又は不可抗力の場合の措置)	38
第83条	(違約金)	39
第84条	(談合等不正行為があった場合の違約金)	39
第85条	(事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務)	40
第86条	(事業期間の終了時における乙の責務)	41
第87条	(保全義務)	42
第88条	(関係書類の提出)	42
第2節	上水施設の引渡しまでの事由による解除の効力	42
第89条	(乙の帰責事由による契約解除の効力)	42
第90条	(甲の帰責事由による契約解除の効力)	43
第91条	(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)	43
第3節	上水施設の引渡し後の事由による契約解除の効力	44
第92条	(乙の帰責事由による契約解除の効力)	44
第93条	(甲の帰責事由による契約解除の効力)	44
第94条	(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)	45

第10章 表明保証及び誓約.....	45
第95条 (乙による事実の表明保証及び誓約) .....	46
第96条 (甲による事実の表明保証) .....	46
第11章 雑則 .....	46
第97条 (解釈) .....	46
附則 .....	47
第1条 (出資者に関する誓約) .....	47
第2条 (融資者との直接協定の締結) .....	47
別紙1 定義集 .....	49
別紙2 乙等が付す保険等.....	55
別紙3 法令等の変更による費用の負担割合.....	56
別紙4 不可抗力による費用分担.....	57
別紙5 サービスの対価の支払方法.....	59
別紙6 サービスの対価の変更.....	60
別紙7 維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等.....	61
別紙8 出資者誓約書兼保証書の様式.....	62
別紙9 誓約書 .....	64

## 第1章 総則

### (契約の目的)

**第1条** 本契約は、神戸市水道局（以下「甲」という。）及び事業者（以下「乙」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の趣旨の尊重)

**第2条** 乙は、本事業が、高度な公共性を有する上ヶ原浄水場施設の整備を行い、その機能と性能を将来にわたって適切に維持管理する事業であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### (用語等の解釈)

**第3条** 本契約において用いられる用語の意義は、別紙1「定義集」に定めるところによるものとする。

2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

### (秘密の保持)

**第4条** 甲又は乙は、本契約の締結過程及び履行過程で知り得た甲又は乙の秘密に属する事項及び情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方又は乙の出資者若しくは業務受託企業（当該業務の実施に合理的に必要な場合に限る。）以外の第三者に開示し、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、①甲又は乙が司法手続又は法令等（神戸市情報公開条例（平成13年条例第29号）を含む。）に基づき開示する場合並びに②弁護士その他本事業に関わる契約の当事者のアドバイザー及び金融機関（本事業に関する資金調達を図るために合理的な場合に限る。）に本条で規定された内容と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課して開示する場合にはこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に適法に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる情報

- 3 甲が神戸市情報公開条例に基づき秘密情報の公開請求を受けた場合で、甲において当該公開請求の内容が同条例第 10 条及び第 11 条により非公開とされるべき情報にあると思料するときは、甲は乙に対してその旨を通知し、乙は甲に対して当該秘密情報が非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に示して協議を求めることができる。
- 4 乙は、本事業の対象業務の遂行に際して知り得た個人情報（甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報の総称をいう。以下この条において同じ。）につき、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び神戸市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 40 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。
- 5 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。
- 6 乙は、①乙の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、②構成企業及び協力企業その他本事業の対象業務を委託し又は請け負わせる者、③本事業の実施に要する資金を乙に供与している金融機関に対し、本条で規定された内容と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課して遵守させ、そのための適切な措置を講じる。
- 7 本条に定める乙の義務は本契約の終了後も存続し、前項に定める乙の義務は、秘密保持義務対象者（前項に基づき乙が秘密保持義務を課すべき対象者をいう。）がその地位を失った後も存続する。

#### **（共通事項）**

**第 5 条** 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。

- 2 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 3 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 4 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、本契約、入札説明書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含む。）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。以下同じ。）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 本契約で規定されている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本契約に適用される。
- 9 本契約に関する紛争又は訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



- 10 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、質問、回答、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、書面により行わなければならない。ただし、甲が書面によることを不要と認めた場合にはこの限りでない。

## 第2章 本事業の実施に関する事項

### (本契約の期間)

**第6条** 本契約は、本契約の締結日からその効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、令和22年3月末日に終了するものとする。なお、この期間を本契約の事業期間とし、整備期間及び維持管理期間により構成される。

### (本事業の概要)

**第7条** 本事業は、対象業務及びこれらの業務の実施に係る資金調達とこれらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、乙は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- 2 本事業は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、乙が適正かつ確実に実施するものとし、甲は本契約の定めるところにより乙による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置をとるものとする。
- 3 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に定める本事業の実施に関する各業務を、本契約の事業期間内に完了するものとする。

### (乙に対する支払)

**第8条** 甲は、本契約の定めるところによりサービスの対価を乙に支払う。

- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令等の範囲内においてサービスの対価と対当額で相殺することができるものとする。

### (遅延利息)

**第9条** 甲又は乙が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、本契約に別段の定めがある場合を除き、未払額につき履行期日の翌日から起算して、当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

### (履行保証)

**第10条** 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（神戸市水道局契約規程（昭和 39 年水規程第 9 号）第 11 条の 2 第 1 号乃至第 3 号に掲げる有価証券等をいう。）の甲への提出・寄託
  - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる違約金及び損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害及び違約金をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 乙は、前項の規定により同項第 5 号に掲げる保証を付すときは、甲を被保険者とする保険契約を締結し、本契約締結後直ちに当該履行保証保険に係る保険証券を甲に提出・寄託し、又は業務受託企業をして、被保険者を甲又は乙とする履行保証保険契約を締結させた上、被保険者が甲である場合には、本契約締結後直ちに当該履行保証保険に係る保険証券を甲に提出・寄託させ、被保険者が乙である場合には、本契約締結後直ちに甲に対し、その保険金支払請求権に第 83 条第 1 項及び 2 項の規定による違約金の支払債務を被担保債務とする質権を設定し、当該履行保証保険に係る保険証券を甲に提出・寄託しなければならない。この場合において、質権設定費用は、乙の負担とする。
- 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、本条において「保証の額」という。）は、次の各号の金額の合計額以上の額としなければならない。
- (1) サービス対価 A の 100 分の 10 以上（以下、本条において「保証の額（整備期間）」という。）
  - (2) サービス対価 B の 100 分の 10 以上（以下、本条において「保証の額（維持管理期間）」という。）
- 4 乙は、第 1 項の規定により同項第 2 号に掲げる有価証券等を甲に提出・寄託するときは、当該有価証券等の額面金額の 100 分の 80 に相当する金額が、保証の額以上であることを要し、当該額面金額の有価証券等を本契約締結後直ちに甲に提出・寄託しなければならない。
- 5 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号に掲げる有価証券等を甲に提出・寄託したとき又は同項第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該提出・寄託又は保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 サービス対価 A の変更があった場合には、保証の額（整備期間）が変更後のサービス対価 A の 100 分の 10 に達するまで、サービス対価 B の変更があった場合には、保証の額（維持管理期間）が変更後のサービス対価 B の 100 分の 10 に達するまで、甲は、それぞれの保証の額の増額を請求することができ、乙は、それぞれの保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、上水施設の引渡し完了した場合において、乙から第 1 項各号に掲げる契約保証金等の保証のうち、保証の額（整備期間）に係る契約保証金等の返還又は（担保の提

供による場合) 返還に代わる措置に係る請求書の提出を受けたときは、当該請求書を受領した日から 30 日以内に、乙に対し、保証の額(整備期間)に係る契約保証金等を返還又は(担保の提供による場合) 返還に代わる適切な措置をとる。

- 8 甲は、本契約が終了した場合において、乙から第1項各号に掲げる契約保証金等の保証のうち、保証の額(維持管理期間)に係る契約保証金等の返還又は(担保の提供による場合) 返還に代わる措置に係る請求書の提出を受けたときは、当該請求書を受領した日から 30 日以内に、乙に対し、保証の額(維持管理期間)に係る契約保証金等を返還又は(担保の提供による場合) 返還に代わる適切な措置をとる。
- 9 前2項の規定による契約保証金等の返還時まで、乙が甲に対し本契約に基づく違約金及び損害賠償等の金員を支払う債務を負担するときは、甲は随時、第1項の契約保証金等を乙の当該債務に充当することができるものとする。
- 10 契約保証金等には利息を付さない。

#### **(規定の適用関係)**

**第11条** 本事業の実施により甲と乙の間において生じる権利又は義務については本契約の規定が適用されるものとする。

- 2 本契約、要求水準書、入札説明書等(要求水準書を除く。以下、本項において同じ。)及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 3 本契約の書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 要求水準書と事業者提案の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るとき(甲及び乙が事業者提案について確認した事項を含む。)に限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

#### **(責任の負担)**

**第12条** 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業を実施するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合、法令等の変更又は不可抗力による場合を除き、乙が当該手段を決定しなかった若しくはできなかった場合又は乙が決定した手段により乙が本契約上の義務を履行しなかった若しくはできなかった場合でも、本契約上の乙のいかなる責任をも免れず、乙の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。
- 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の本業務の履行に関する甲による確認若しくは立会い又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

### (業務受託企業の使用等)

- 第13条** 乙は、対象業務（統括マネジメント業務を除く。以下、本条において同じ。）の全部又は一部を業務受託企業に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合において、乙は業務受託企業に委託又は請け負わせる契約において、業務受託企業をして、本契約に基づいて乙が負担するものと同水準以上の秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の業務受託企業へ委託し、又は請け負わせること、及び会社法第2条で規定する親会社と子会社の関係にある者同士が建設業務と工事監理業務を行うこととなるように業務受託企業へ委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
- 2 乙は、前項の定めるところにより対象業務を業務受託企業に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の14日前（閉庁日を含む。）までに、甲に対し、その者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。当該契約書の重要な部分を変更しようとするときも同様とする。また、業務受託企業を変更しようとする場合も同様とする。
  - 3 乙は、前項に定めるところにより甲の承諾を受けた業務受託企業の使用に関する一切の責任を負うものとし、業務受託企業の責めに帰すべき事由は、事由の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。
  - 4 乙は、前項に定める場合のほか、業務受託企業の責めに帰すべき事由によるものであるか否かを問わず、業務受託企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用、損害及び損失の一切を負担しなければならない。
  - 5 乙は、次条に規定する場合を除き、業務受託企業が乙から受託し又は請け負った業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを承諾できるものとする。第1項から前項までの規定は、この場合において準用する。
  - 6 甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先で業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
  - 7 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から14日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。
  - 8 前2項の規定にかかわらず、甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先が乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でないと合理的に認めた場合には、乙に対し、当該者との契約を解除するよう求めることができる。

### **(業務受託企業の一括委任又は一括下請負の禁止)**

- 第 14 条** 乙は、設計企業又は工事監理企業が乙から受託し又は請け負った設計業務又は工事監理業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、建設企業が乙から受託し又は請け負った建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。その後の改正を含む。以下同じ。）の適用対象となる本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第 22 条第 3 項に定める承諾を行ってはならない。
- 3 乙は、維持管理企業が乙から受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### **(乙の資金調達等)**

- 第 15 条** 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で別段の定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達は全て乙の責任において行うものとする。
- 2 甲は、乙が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合で、乙から甲に対して支援の要請があった場合には、その支援を乙が受けることができるよう努める。

### **(財務書類の提出)**

- 第 16 条** 乙は、本契約の事業期間中の各事業年度最終日より 3 ヶ月以内に、会社法第 435 条第 2 項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（乙が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を甲に提出しなければならない。なお、甲は計算書類及び事業報告を公開することができるものとし、第 4 条の秘密保持の規定は適用しない。
- 2 乙は、本契約の事業期間の終了に至るまで、半期に係る財務書類を作成し、作成後速やかに甲に提出するものとする。また、甲が要求したときは、乙は直ちに、その財務状況を甲に対して報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の終了に伴い自らの株主総会において解散を決議したときは、代表清算人をして、直ちに甲に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、解散を決議することができない。

### **(整備期間の保険)**

**第 17 条** 乙は、別紙 2 「乙等が付す保険等」 (1) に規定された種類及び内容の各保険を自己の負担において付保するものとする。乙は、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示し、その原本証明付写しを交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件を全て充足している場合には、乙は、当該充足している期間、前項で規定された乙の義務を免れる。

(1) 設計企業又は建設企業のいずれか一方又は双方が別紙 2 「乙等が付す保険等」

(1) に規定された種類及び内容の各保険を、同項で規定された日までに付保し、かつ、同項で規定された期間当該保険を維持していること。

(2) 乙又は設計企業若しくは建設企業のいずれか一方又は双方が前号で規定された保険に係る保険証券の原本証明付写しを甲に対して提出したこと。

### **(維持管理期間の保険)**

**第 18 条** 乙は、別紙 2 「乙等が付す保険等」 (2) に規定された種類及び内容の各保険を自己の負担において付保するものとする。乙は、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示し、その原本証明付写しを交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件を全て充足している場合には、乙は、当該充足している期間、前項で規定された乙の義務を免れる。

(1) 維持管理企業が別紙 2 「乙等が付す保険等」 (2) に規定された種類及び内容の各保険を、同項で規定された日までに付保し、かつ、同項で規定された期間当該保険を維持していること。

(2) 乙又は維持管理企業のいずれか一方又は双方が前号で規定された保険に係る保険証券の原本証明付写しを甲に対して提出したこと。

### **(公租公課の負担)**

**第 19 条** 乙は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税の全てを負担する。

2 甲は、本契約の定めるところにより乙に支払うサービス対価に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

3 甲は、本契約に関連して生じる全ての租税について、本契約に別段の定めがある場合を除き、負担しない。

### **(許認可の取得等)**

**第 20 条** 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自らの責任及び費用負担により取得し、維持するものとし、また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出又は報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出若しくは報告をする必要がある場

合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書に定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその責任及び損害を負担するものとする。
- 3 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 乙は、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを甲に提出するものとする。

#### **（法令等の変更による措置）**

**第 21 条** 本契約の締結後において、法令等の変更又は新設により、本事業の実施に関して増加費用が発生した場合の負担は、本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙 3 「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に掲げる法令等の変更又は新設により増加費用の発生が予想される場合にあっては、その増加が最小限となるように本事業を実施しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項に掲げる法令等の変更又は新設により甲が過分の費用を負担することとなる場合は、乙と協議の上、第 82 条に基づき、第 91 条又は第 94 条に規定する措置をとることができる。
- 4 本契約の締結後において、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置されたことにより、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税の追加的な費用負担が発生した場合は、本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙 3 「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところによる。
- 5 甲又は乙が、法令等の変更若しくは新設又は既存の租税についての税率の変更により、サービス対価の減額が可能であると認めたときは、第 39 条、第 71 条及び第 72 条の規定にかかわらず、甲又は乙は相手方に対して書面によりサービス対価の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 6 前項の甲と乙との間における協議が、協議開始の日から 60 日（閉庁日を含む。）以内に整わない場合は、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

#### **（不可抗力による措置）**

**第 22 条** 甲及び乙は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。疑義を避ける為に付言すると、乙は、不可抗力により広域停電等が生じても対象施設が

稼働する場合には、要求水準に従い甲の指示に従って可能な範囲で必要水量の浄水及び送水を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の発生又は上水施設の引渡しの遅延が予想される場合にあっては、乙が当該増加費用の額及び遅延期間を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について甲と協議しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な追加費用及び損害額を、本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担する。ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は乙と協議の上、第82条に基づき、第91条又は第94条に規定する措置をとることができる。

### **(第三者に対する損害)**

- 第23条** 乙が、対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（上水施設の劣化又は維持管理の不備により見学者に損害が発生した場合を当然に含む。）は、乙がその損害を賠償するものとし、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（要求水準書に基づき本工事の施工について甲の提示した条件による場合を当然に含む。）は、甲がその損害を賠償する。対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する。
- 2 乙が、対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、不可抗力により第三者に生じた損害の負担は、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法による。

### **(事業工程表)**

- 第24条** 乙は、事業期間の開始後14日以内に本契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、本契約の締結日から事業期間の終了日までの事業工程表を作成し、甲に提出し、甲の了解を得なければならない。
- 2 乙は、本事業を事業工程表に従い実施するものとする。
  - 3 乙は、前項に定める事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

### **(権利義務の譲渡等)**

- 第25条** 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他一切の処分（他の法人との合併、他の法人との間で行う会社分割等の組織再編による承継を含む。）を行ってはならない。
- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株式を取得することができる権利を付与する行為を行ってはならない。



ただし、乙の出資者であって、甲に附則第1条に定める「出資者誓約書兼保証書」を提出しているものについては、この限りではない。

#### **(成果物及び上水施設の利用及び著作権)**

**第26条** 甲は、成果物及び上水施設について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 前項の成果物及び上水施設が著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が、成果物及び上水施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は上水施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 上水施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲、甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 上水施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 上水施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び上水施設の内容を公表すること。

(2) 上水施設に乙の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること（業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先に対して当該業務の実施に合理的に必要なものとして、閲覧又は複写させる場合を除く。）。

#### **(第三者の知的財産権等の侵害)**

**第27条** 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと、並びに上水施設及び乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は上水施設若しくは乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵

害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。

#### (用地の使用等)

**第 28 条** 乙は、事業期間の終了までの間、本事業の実施に必要な範囲において、甲の許可を得て、事業用地を無償で使用することができる。

- 2 乙は、事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、上水施設再整備業務が終了するまでの間、甲の許可を得て、工事用地を無償で使用することができる。
- 4 乙は、工事用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (臨機の措置)

**第 29 条** 乙は、対象業務の履行に当たり、事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、甲の指示を受け、又は甲及び乙が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、その講じた措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして当然にサービス対価（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に含めることが適当でない認められる部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。

#### (監視員)

**第 30 条** 甲は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。この場合、甲は、事前に監視員の氏名を乙に通知するものとする。また、甲が監視員を変更しようとするときも同様とする。

2 監視員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監視員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本事業の適正かつ確実な実施を確保するための乙又は乙の統括責任者に対する請求、通知、確認、承認、協議、是正勧告又は是正命令
- (2) 乙により提供される要求水準の達成状況の監視
- (3) 本契約に定める義務の履行状況の監視
- (4) 乙の財務状況及び業務受託企業との契約内容の監視
- (5) 乙が作成及び提出した資料の確認

- 3 甲は、2名以上の監視員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監視員の有する権限の内容を、監視員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知するものとする。
- 4 甲が監視員を置いたときは、その委任された権限に関し、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、監視員を経由して行うものとする。この場合においては、監視員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 甲が監視員を置かないときは、本契約に定める監視員の権限は、甲に帰属する。

#### **(説明及び報告義務)**

**第31条** 乙は、本契約に定めがある場合又は甲の請求があるときは、乙及び業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、甲に説明及び報告しなければならない。

#### **(関係者によるモニタリング会議)**

**第32条** 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うことを目的として、甲及び乙により構成するモニタリング会議を実施するものとする。

### **第3章 統括マネジメント業務に関する事項**

#### **(統括マネジメント業務)**

- 第33条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、統括マネジメント業務を実施する。
- 2 乙は、統括業務を実施する統括責任者を代表企業から1名選任し、乙に統括責任者を配置しなければならない。乙は、統括責任者を配置する日の14日（閉庁日を含む。）前までに、統括責任者の氏名及び住所その他必要な事項を甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。また、統括責任者を変更する場合（ただし、変更後の統括責任者も代表企業から選任するものとする。）も、変更する日の14日（閉庁日を含む。）前までに、同様の通知をするものとする。
  - 3 統括責任者は、統括マネジメント業務の実施責任者として、統括マネジメント業務を行うものとする。また、本契約の履行に関し、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。
    - (1) 契約金額の変更
    - (2) 契約金額の請求及び受領
    - (3) 第34条第1項の請求の受理
    - (4) 第34条第2項の決定及び通知
    - (5) 契約の解除に係る権限

- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知し、甲の了解を得なければならない。
- 5 本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、統括責任者を經由して行うものとする。この場合においては、統括責任者に到達した日をもって乙に到達したものとみなす。

#### **(統括責任者等に関する措置請求)**

- 第 34 条** 甲又は監視員は、統括責任者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められるときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に書面で通知しなければならない。
  - 3 乙は、監視員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、第 30 条第 4 項の規定にかかわらず、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
  - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を乙に書面で通知しなければならない。

### **第 4 章 本施設の整備等に関する事項**

#### **第 1 節 事前調査**

##### **(事前調査業務)**

- 第 35 条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、事前調査業務を実施する。
- 2 乙は、事前調査業務を終了したときは、甲が合理的に満足する形式及び内容の事前調査結果報告書を甲に提出しなければならない。
  - 3 乙が事前調査業務を行った結果、土壌汚染、地中埋設物等の存在について、入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
  - 4 甲は、前項に定める事業用地の土壌汚染、地中埋設物等の存在が判明し、乙が予見し得なかったと認められる場合には、乙に発生する増加費用（土壌汚染、地中埋設物等の処置及びこれに係る詳細調査に要する費用を含むが、乙が土壌汚染、地中埋設物等の状況調査に要した費用を除く。）を合理的な範囲で負担する。乙は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。

- 5 乙は、前項に規定されるものを除き、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。ただし、当該不備が甲の責めに帰すべき事由（甲の実施した測量及び調査の不備を含む。）によるものである場合には、この限りでない。

#### **（事前調査業務に従事する作業員の健康診断）**

**第 36 条** 乙は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 21 条に基づき、事前調査業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行い、又は事前調査企業にこれを行わせるものとし、これに関する記録を作成し、保存し、又は事前調査企業に作成させ、保存させなければならない。

## **第 2 節 設計**

#### **（設計業務）**

**第 37 条** 乙は、事業期間の開始後速やかに、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務を実施する。

- 2 乙は、設計着手前に、管理技術者（技術士（上下水道部門）の資格保有者又はこれと同様の能力と経験を有する技術者であることを要する。）及び担当技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。なお、当該管理技術者及び担当技術者については、設計業務の完了日までの間、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。
- 3 乙は、設計着手前に、設計の着手日から上水施設の引渡日までの施工計画書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。
- 4 乙は、設計の着手日から設計業務の完了日に至るまで、管理技術者及び担当技術者をして、施工計画書に基づいて設計業務を管理するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

#### **（設計の完了）**

**第 38 条** 乙は、設計図書の作成を完了したと判断したときは、設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、設計図書等を受領したときは、当該設計図書等の内容が、要求水準書及び事業者提案に適合するか否かを確認し、その結果を当該設計図書等を受領した日を含めて 30 日（閉庁日を含む。）以内に乙に書面で通知しなければならない。甲は、当該設計図書等の内容が、要求水準書及び事業者提案に適合しないと認めるときは、乙の費用負担において、その修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

- 2 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、施工計画書に定めた日に、前項により確認を受けた設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、当該設計図書等を乙から受領したことを理由として、設計業務について何らの責任を負担するものではない。

### **(要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更)**

- 第 39 条** 甲は、要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更が必要であると認めるときには、要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更内容を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から 30 日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して、その要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う措置、上水施設の引渡しの遅延の有無、サービス対価の変動の有無を検討し、甲に書面により通知し、甲と協議を行わなければならない。
- 2 甲又は乙は、技術革新等によりサービス対価 A の減額を目的とした要求水準書、事業者提案又は設計図書等の変更に伴う業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面によりサービス対価 A の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 第 1 項及び前項の甲と乙との間における協議が、協議開始の日から 60 日（閉庁日を含む。）以内に整わない場合には、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

### **(要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担)**

- 第 40 条** 乙は、前条第 1 項に定める変更の請求により、要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う措置を検討するに当たり、上水施設の引渡しの遅延、サービス対価の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。
- 2 前条の規定に従って要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更がなされる場合で、当該変更が甲の責めに帰すべき事由（甲の事由による設計変更、提示条件等の不備又は変更、土地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、甲が当該設計図書等の変更に関して乙に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。
- 3 第 1 項の場合、前項の規定にかかわらず、甲は、サービス対価 A の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書等の変更をすることができる。この場合において、設計図書等の変更内容及び費用は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日（閉庁日を含む。）以内に協議が整わない場合には、甲が合理的な案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 前条第 1 項に定める変更の請求が法令等の変更又は不可抗力によるときには、当該要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に関して乙に発生する合理的な増加費用に関しては別紙 3 「法令等の変更による費用の負担割合」又は別紙 4 「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担方法がそれぞれ適用される。
- 5 前条の規定に従って要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更がなされる場合で、当該変更が乙の責めに帰すべき事由（設計内容の不備、乙の事由による設計業務の履行遅滞、第 38 条の規定に従って乙が甲に対して設計図書等を提出した後に、当

該設計図書等が本契約に従っていない又は当該設計図書等では要求水準の内容を充足しないことを含むが、これに限定されない。) によるときは、乙は、当該設計図書等の変更に関して乙に発生する増加費用を負担する。

#### (甲による説明要求)

**第41条** 乙は、甲から設計業務の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受領した日を含めて7日(閉庁日を含む。)以内に、甲に対して回答を行わなければならない。

2 甲は、設計業務の実施期間中、前項に定める乙からの回答に合理性がないと認めた場合その他実施状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、設計業務の実施状況を確認できるものとする。

### 第3節 工事総則

#### (工事中電力等)

**第42条** 乙は、本工事に必要な電力、ガス、水道を、自己の費用と責任において調達するものとする。

#### (用地の管理)

**第43条** 乙は、乙の責任及び費用において工事現場における安全管理、警備、汚水及び雑排水の処理等を行うものとする。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該追加費用は乙が負担する。

#### (近隣対策等)

**第44条** 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、搬出入車両による影響その他建設業務が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、近隣対策を実施するものとする(近隣住民への安全対策を含む。)。この場合において、乙は、甲に対して、当該近隣対策の実施前及び実施後の調査内容及び結果を報告しなければならない。

2 甲は、上水施設の設置に関する近隣住民等の要望活動(住民反対運動を含むが、これに限らない。以下同じ。)・訴訟、及び入札説明書等において乙に提示した条件について甲の責めに帰すべき事由に対する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を合理的な範囲で負担するものとし、その金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。

3 前項に定める以外の一切の事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用及び責任については、全て乙が負担するものとし、甲は何ら負担しないものとする。かかる増加費用について甲が直接負担する場合には、乙は当該増加費用相当額につき、甲に対して損害賠償を行うものとする。

- 4 第2項に定める近隣住民等の要望活動・訴訟、甲が行う地元説明又は関係自治体への説明等に際して、甲が必要と認めた場合には、乙は、説明等の補助や資料作成を行うものとする。

#### **(工事の中止)**

**第45条** 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して本工事の中止の理由及び内容を記載した書面を交付して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

- 2 前項に定めるところにより本工事が中止された場合、本工事の中止により乙に直接生ずる合理的な損害、損失又は費用（乙が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 本工事の中止が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、サービス対価 A を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 本工事の中止が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 本工事の中止が法令等の変更による場合は、別紙3「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 本工事の中止が不可抗力による場合は、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

#### **(工期の変更)**

**第46条** 甲は、必要があると認める場合、乙に対して本工事に係る工期の変更（工期の短縮を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 乙は、その責めに帰すことができない事由により本工事に係る工期の変更が必要となった場合、甲に対して本工事に係る工期の変更を請求することができる。
- 3 前2項に定めるところに従って、本工事に係る工期の変更が請求された場合、甲と乙は、その協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、甲と乙の間における協議の開始から14日（閉庁日を含む。）以内にその協議が調わないときは、甲が合理的な工期を定めた上、乙に通知するものとし、乙はこれに従うものとする。

#### **(工期の変更の場合の費用負担)**

**第47条** 前条の定めるところにより本工事に係る工期が変更された場合、当該工期の変更により甲又は乙に生ずる合理的な損害、損失又は費用（建設業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、甲及び乙は、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工期の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、サービス対価 A を増額することにより乙に対して支払うものとする。



- (2) 当該工期の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該工期の変更が法令等の変更による場合は、別紙3「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

#### **(甲による説明要求及び工事現場立会い等)**

**第48条** 乙は、甲から本工事の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受領した日を含めて7日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して回答を行わなければならない。

- 2 甲は、整備期間中、前項に定める乙からの回答に合理性がないと認めた場合その他本工事の施工状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、本工事の施工状況を実地に確認することができる。

#### **(建設業務に従事する作業員の健康診断)**

**第49条** 乙は、水道法第21条及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。その後の改正を含む。以下同じ。）第66条第2項に基づき、建設業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行い、又は建設企業にこれを行わせるものとし、これに関する記録を作成し、保存し、又は建設企業に作成させ、保存させなければならない。

#### **(環境汚染物質)**

**第50条** 建設業務の過程において、入札説明書等に記載されていない環境汚染物質の存在が判明し、又は新たに発生した場合において、当該環境汚染物質の処理又は処分等に関して乙に発生する合理的な増加費用は、甲がこれを負担するものとし、当該増加費用の金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。乙は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の処理又は処分等に関して乙に発生する増加費用は、乙がこれを負担する。

### **第4節 建設**

#### **(建設業務)**

**第51条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、建設業務を実施する。乙は、建設業務に関する一切の責任（設計上の不備及び瑕疵並びに乙による設計の変更から発生する増加費用を含む。）を負担する。

- 2 乙は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する上水施設の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。

- 3 乙は、第 38 条第 2 項の規定に従って設計図書等を甲に対して提出し、必要な手続を終了するまでは、建設業務に着手しないものとする。
- 4 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、工事現場（工事占有道路、通路、工事用地等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理及び警備等を、善良な管理者の注意をもって行うよう努めるものとする。
- 5 乙は、建設業務に着手する前に、建設業法第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。その後の改正を含む。）第 16 条第 1 項に定める作業主任者を設置せしめ、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。なお、当該監理技術者及び各主任技術者については、上水施設の引渡し完了までの間（各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。
- 6 乙は、建設業務の着手日から引渡しまでの間、監理技術者及び主任技術者をして、設計図書等を構成する工事施工計画書（仮設計画を含む。）に基づいて建設業務を管理するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。
- 7 乙は、建設業務の着手日から引渡しまでの間、甲が合理的に満足する形式及び内容の進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末に甲に提出するものとする。
- 8 甲は、第 6 項の工事施工計画書（仮設計画を含む。）に記載された出来高予定と、第 7 項の進捗状況報告書に示された出来高との間に著しい変動が生じたと認める場合には、乙に対してその理由を明確にして甲に報告するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。
- 9 乙は、建設業務の着手日から引渡しまでの間、甲が合理的に満足する形式及び内容の本工事過程の出来高を確認できる業務報告書を各年度末に作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

#### **（建設業務における施工体制の確認等）**

- 第 52 条** 乙は、建設業務につき、建設業法第 24 条の 7 に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、直ちにかかる変更について甲に通知するものとする。
- 2 甲は、必要と認めた場合には、建設業務につき、監理技術者又は主任技術者及び作業主任者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。

#### **（完成等に係る許認可等の取得）**

- 第 53 条** 乙は、上水施設の完成に伴い必要となる申請及び届出を行わなければならない。
- 2 乙は、検査済証の交付を受けた場合はその写しを甲に提出するものとする。

## 第5節 工事監理

### (工事監理業務)

**第54条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、本工事について、工事監理業務を実施する。

- 2 乙は、本工事の着手前に、工事監理者及び主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。また、乙は、各本工事の工事監理者を総括する工事監理総括者を配置しなければならない。なお、工事監理総括者は、工事監理者を兼ねることができるものとする。
- 3 工事監理総括者は、各本工事の着手前に、各本工事に係る甲が合理的に満足する様式及び内容の業務実施計画書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。
- 4 乙は、工事監理者及び主任技術者をして、業務実施計画書に基づき建設業務を監理させ、要求水準を満たしていることを確認させるとともに、その確認に関する記録を作成させ、工事監理総括者を通じて甲に毎月提出させる。
- 5 乙は、工事監理総括者をして、整備期間中の各月における各本工事及び工事監理の状況について甲が合理的に満足する形式及び内容の業務実施報告書を作成させ、作成対象月の翌月10日までに甲に対して提出してその確認を受けなければならない。
- 6 乙は、甲が合理的に要請したときは、工事監理総括者をして、その都度各本工事及び工事監理の状況について説明及び報告を行わせるとともに、工事現場における本工事及び工事監理の状況に関する説明を書面により行わせるものとする。乙は、工事監理総括者をして、定期的に甲と打合せを行わせるものとし、その結果については打合せ記録簿に記載し、甲と相互に確認させるものとする。

### (工事監理者及び工事監理総括者)

**第55条** 乙は、各工事を監理する工事監理者をして、工事監理総括者と定期的に打合せを行わせ、各本工事及び工事監理の状況を工事監理総括者に報告させる。

- 2 乙は、工事監理者をして、請負工事契約書及び設計図書等の内容を十分に理解させ、工事現場の状況についても精通させるものとし、業務に関する図書を適切に整備させる。
- 3 乙は、建設企業、下請負人若しくは再委託先又は外部から通知若しくは報告を受けた場合、工事監理者をして、速やかに工事監理総括者にその内容を正確に伝えさせるものとする。
- 4 乙は、建設業務に係る本工事の工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含む。）及び建築士法（昭和25年法律第202号。その後の改正を含む。）に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うものとする。

### (工事監理業務に関する費用負担)

**第56条** 工事監理業務の遅延及び不備、工事監理者の増員その他の事由により工事監理業務に関して甲又は乙に生ずる合理的な損害、損失又は費用（工事監理業務の遂行に当

たり乙において生ずる追加的な費用を含む。)の負担については、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 当該事由が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、サービス対価 A を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 当該事由が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該事由が法令等の変更による場合は、別紙 3「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該事由が不可抗力による場合は、別紙 4「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

## 第 6 節 上水施設の完成及び引渡し

### (乙による試運転及び乙による完成検査)

**第 57 条** 乙は、甲に対して、乙による完成検査を行う 14 日前（閉庁日を含む。）までに、当該検査を行う旨を記載した書面を交付した上、乙による完成検査を実施するものとする。

- 2 乙は、第 1 項の完成検査に先立って、乙の費用負担において上水施設の各部位及び各種設備につき、試運転を行い、上水施設が要求水準書及び事業者提案に適合することを確認するものとする。甲は試運転に立ち会うことができるものとする。
- 3 乙は、前項の試運転の実施に先立ち、甲が合理的に満足する様式及び内容の試運転計画書を作成の上、甲に提出してその承認を得なければならない。
- 4 乙は、試運転計画書に基づいて第 2 項の試運転を実施し、甲が合理的に満足する様式及び内容の試運転報告書を作成の上、甲に提出してその承認を得なければならない。
- 5 乙は、第 2 項の試運転において、上水施設が試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品若しくは機器の交換又はその他必要な追加工事及び処置を自己の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続を繰り返すものとする。
- 6 乙は、試運転計画書に記載された全ての項目についての検査が終了し、かつ、第 1 項の乙による完成検査において、本施設が要求水準書、事業者提案及び設計図書等に従い要求水準が達成されているか否かの検査が終了したときは、甲に対し、業務報告書及び完成図書等を提出する。
- 7 試運転に要する電力、水道水、薬品、燃料その他の消耗品は全て乙の負担とする。ただし、試運転に要する原水は甲の負担とする。
- 8 試運転に際して発生する排水及び汚泥は、乙が自らの負担により処理し、又は処分するものとする。

### (甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付)

- 第 58 条** 甲は、前条第 6 項の規定による完成図書等の提出を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内に、検査員（神戸市水道局契約規程第 45 条第 1 項、神戸市水道局契約事務取扱規程（昭和 40 年水規程第 5 号）第 36 条第 1 項に定める。）、乙及び工事監理総括者の立会いの上完成検査を実施し、要求水準書、事業者提案及び設計図書等のおり建設業務に係る工事が完成していることを確認したときは、完成通知書を乙に交付しなければならない。
- 2 甲は、前項の場合において、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められるときは、その理由を乙に通知して、上水施設を最小限度破壊して検査することができる。
  - 3 甲は、前項に規定する検査の実施を理由とする上水施設の破壊についての責任を一切負担しないものとする。
  - 4 甲は、第 1 項の検査の結果、上水施設が要求水準書、事業者提案及び設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は直ちに修補して第 1 項に定める検査を受けなければならない。
  - 5 乙は、第 1 項の検査及び第 2 項の破壊の復旧に要する費用並びに前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

### (上水施設の引渡し)

- 第 59 条** 甲は、前条第 1 項の完成通知書を交付し、乙が要求水準書及び事業者提案に記載された内容の維持管理業務を実施可能な体制にあることを確認した後、引渡日において、乙から引渡書の交付を受け、上水施設の引渡しを受けるものとする。甲は、乙から上水施設の引渡しを受けたときは、目的物引渡受領書を乙に交付する。
- 2 第 1 項による引渡しにより、乙が原始取得していた上水施設の所有権を甲が取得するものとする。

### (部分使用)

- 第 60 条** 甲は、上水施設の引渡し前においても、上水施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 甲は、第 1 項の規定により上水施設の全部又は一部を使用したことによって乙において費用又は損害が生じたときは、これを負担するものとする。ただし、次条第 2 項に規定する期間における使用に係る費用又は損害については、この限りでない。

### (引渡しの遅延)

- 第 61 条** 甲の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する上水施設の引渡しがなされない場合、甲は、引渡日から起算して実際に上水施設が乙から甲に対して

引き渡された日までに乙が負担した合理的な増加費用を負担するものとし、当該増加費用の金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する上水施設の引渡しがなされない場合、乙は、引渡日から起算して実際に上水施設が乙から甲に対して引き渡された日までの期間において、上水施設の引渡しまでの延滞日数に応じ、サービス対価 A 相当額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を甲に支払う。この場合の遅延損害金の計算方法は年 365 日の日割計算とする。
- 3 不可抗力により、引渡日までに乙から甲に対する上水施設の引渡しがなされない場合、上水施設の引渡しがなされないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用の負担は、別紙 4「不可抗力による費用分担」に定めるところによる。この場合、必要に応じて、甲は乙と関係者協議会において、甲によるかかる増加費用の支払の条件及び方法等について協議することができる。

#### **(瑕疵担保)**

- 第 62 条** 甲は、上水施設に瑕疵があるときは、乙に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、乙は自らの責任と費用負担により当該修補を実施しなければならない。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求に代えて乙に対して損害賠償を請求する。
- 2 乙は、前項に定める瑕疵の修補を完了したときは、甲による要求水準書、事業者提案及び設計図書等のおり修補が完成していることの検査を受けなければならない。検査に要する費用は乙の負担とする。
  - 3 第 1 項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡日から 2 年以内にこれを行うものとする。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。その後の改正を含む。）第 94 条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、これを引渡日から 10 年とする。

### **第 5 章 上水施設の維持管理に関する事項**

#### **(維持管理業務)**

- 第 63 条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、上水施設の維持管理業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、維持管理業務を実施する場合には、要求水準書及び事業者提案に従い善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。
  - 3 乙は、維持管理業務を乙の責任と費用をもって実施するものとする。ただし、維持管理業務の履行の過程において、維持管理業務に関する機器の故障、汚泥の品質の悪化及

び汚泥の処分量の増加（原水に由来するものを除く。）、電気・ガスの供給停止、薬品や電気・ガス等の使用量の変動その他の事由により、甲又は乙に生ずる合理的な損害、損失又は費用（維持管理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 当該事由が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、サービス対価 B を増額することにより乙に対して支払うものとする。
  - (2) 当該事由が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
  - (3) 当該事由が法令等の変更による場合は、別紙 3 「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
  - (4) 当該事由が不可抗力による場合は、別紙 4 「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。
- 4 乙は、維持管理業務の開始前に、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要又は適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の維持管理期間を通じた運転管理、保守点検、水質管理その他業務に関する基本計画（全体維持管理計画）を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。乙は、当該全体維持管理計画に従って、維持管理業務を行うものとする。
- 5 乙は、全体維持管理計画に基づき、各事業年度開始日前に各業務についての全体的な考え方及び当該事業年度の運転管理、保守点検、水質管理、その他当該年度に実施する業務に関する甲が合理的に満足する様式及び内容の基本計画（年度維持管理計画）を作成し、甲に提出しなければならない。また、乙は、日報等及び年度維持管理計画に対応するものとして、当該事業年度の業務計画の達成度及び改善点等を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の報告書を作成し、甲に提出しなければならない。報告書の記載内容については、甲と乙とで協議の上、決定するものとする。

#### **（水道法に基づく第三者委託）**

- 第 64 条** 甲は、水道法第 24 条の 3 の規定に基づき、乙に対し、水道の管理に関する技術上の業務のうち要求水準書に規定する業務を乙に委託する。乙は、かかる業務を乙の責任と費用をもって実施する。
- 2 乙は、維持管理業務を遂行するに当たり、水道法第 24 条の 3 第 3 項の規定により、受託水道業務技術管理者を 1 名専任で配置することを要する。また、別途、水道浄水施設管理技士 1 級を取得した人員を 1 名以上専任で配置し、現場にて従事させることを要する。
- 3 受託水道業務技術管理者は、維持管理業務の遂行に支障が生じないように、適時に維持管理業務の遂行ができる状態を保つよう努めるものとする。なお、受託水道技術管理者が当該状態を保つことが困難なときは、あらかじめ甲が認めた者を職務代理として置くことができる。

- 4 乙は、受託水道業務技術管理者を定めるときは、事前に、書面によりその氏名を甲に通知するとともに甲の確認を受けなければならない。変更しようとする場合も同様とする。
- 5 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を総括する責任者として、維持管理業務の遂行を管理する。
- 6 乙は、維持管理業務の履行に関し、その管理を行う現場業務責任者を定めるものとし、事前に、書面によりその氏名その他必要な事項を甲に通知するとともに甲の確認を受けなければならない。変更しようとするときも同様とする。
- 7 現場業務責任者は、上水施設における維持管理業務の実施を統括する。なお、受託水道業務技術管理者は、現場業務責任者と兼ねることができる。
- 8 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、現場業務責任者その他の関係者の交代を要求することができる。

#### **(災害・事故対策業務)**

**第 65 条** 乙は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、災害・事故対策業務を実施する。

- 2 乙は、事業用地内において、災害、事故等が発生した場合には、速やかに復旧作業を行い、上水施設が本格稼働できる状態に戻すよう努力しなければならない。この場合に生じた増加費用は、乙の負担とする。ただし、不可抗力により生じた合理的な増加費用は、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。
- 3 乙は、甲実施業務に起因して、災害、事故等が発生した場合であっても、速やかに応急措置を講じその被害を最小限にするよう努力するとともに、甲が復旧作業を実施するに当たっては、これを支援するものとする。この場合に乙に生じた合理的な費用は甲が負担する。

#### **(性能保証等)**

**第 66 条** 乙は、甲が要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合には、甲に対し事業期間を通じて要求水準書及び事業者提案に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

- 2 上水施設の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書に定める水準に満たないときは、乙は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲に随時その状況を報告するものとする。
- 3 浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又は、その恐れがあるときは、受託水道業務技術管理者は、その責務に従い、浄水処理の停止を含めた判断を下し、直ちにその旨を甲に報告するものとする。甲及び乙はその対応を協議しなければならない。これに起因して甲及び乙に発生した増加費用及び損害は、乙がこれを負担する。



- 4 原水の水質が要求水準書に定める条件に満たない場合には、乙は、速やかにその旨を甲に報告の上、浄水処理を停止するものとする。これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は、合理的な範囲で甲がこれを負担する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、甲が、浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、若しくは、その恐れがあると判断した場合、又は原水の水質が要求水準書に定める条件に満たないと判断した場合には、乙に対して浄水処理の停止を求めることができ、乙はこれに従うものとする。当該停止に起因して乙に発生した増加費用及び損害は、停止の原因に応じて第3項又は前項の定めに従い乙又は甲が負担するものとする。
- 6 供給される原水量の不足により要求水準書に定める供給水量を下回ることとなった場合には、これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は、合理的な範囲で甲がこれを負担する。

#### (改善通告等)

**第67条** 要求水準書及び事業者提案に定める維持管理業務の要求水準の未達が判明した場合には、甲は、第78条に定める措置をとることができるほか、乙に対して、要求水準の未達部分を明らかにし、その是正措置をとることを通告するものとする。

- 2 乙は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から20日（閉庁日を含む。）以内に、改善方法等を記載した甲が合理的に満足する形式及び内容の是正計画書（次項において「是正計画書」という。）を甲に提出するとともに、日報等において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 甲は、是正計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該是正計画書の修正を求めることができる。甲が、是正計画書の実施状況を確認した結果、期日までに要求水準の是正がなされなかったときは、乙に対し、当該是正計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

#### (貸与等)

**第68条** 事故災害の際に必要な要員及び施設・機材等のうち、甲が有するものについては、有償又は無償で提供、貸与又は支給することができる。

- 2 事故災害に際し、前項の規定により甲が有償又は無償で乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期並びに提供する要員の内容、要員数、提供場所及び提供時期は、甲及び乙が別途協議の上決定する。
- 3 前項の規定により甲が乙に貸与する貸与品等については、甲が乙に譲渡するものではない。
- 4 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日（閉庁日を含む。）以内に、甲に借用書を提出しなければならない。また、要員が提供されるときは、甲が合理的に満足する様式及び内容の書面を、甲及び乙が締結し、又は乙が甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 6 乙は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合には、貸与品等を速やかに返還しなければならない。
- 7 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又はき損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。

#### **(維持管理業務に従事する作業員の健康診断)**

**第 69 条** 乙は、水道法第 21 条及び労働安全衛生法第 66 条第 2 項に基づき、維持管理業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行い、又は維持管理企業にこれを行わせるものとし、これに関する記録を作成し、保存し、又は維持管理企業に作成させ、保存させなければならない。

#### **(使用人に関する乙の責任)**

- 第 70 条** 乙は、乙及び維持管理企業が維持管理業務の実施につき使用した使用人による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、乙及び維持管理企業が維持管理業務の実施につき法令等で資格の定めのある業務に従事させる使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。なお、当該使用人を変更したときも同様とする。
  - 3 乙は、前項に定めのある使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

#### **(要求水準書又は事業者提案の変更)**

- 第 71 条** 甲は、本契約に基づき要求水準書又は事業者提案に定める維持管理業務に係る条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙に対して変更の理由を通知し、乙と協議しなければならない。ただし、協議開始の日から 60 日（閉庁日を含む。）以内に、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 2 甲は、乙の発案により要求水準書又は事業者提案に定める維持管理業務に係る条件を変更することが合理的であると判断した場合は、乙と協議の上、要求水準書又は事業者提案を変更するものとする。

#### **(要求水準書又は事業者提案の変更に伴う費用負担)**

- 第 72 条** 前条の定めるところにより要求水準書又は事業者提案が変更される場合、当該要求水準書又は事業者提案の変更により甲又は乙に生ずる合理的な損害、損失又は費用（維持管理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、甲及び乙は、以下の各号の定めるところに従うものとする。
- (1) 当該要求水準書又は事業者提案の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、サービス対価 B を増額することにより乙に対して支払うものとする。

- (2) 当該要求水準書又は事業者提案の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
  - (3) 当該要求水準書又は事業者提案の変更が法令等の変更による場合は、別紙3「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
  - (4) 当該要求水準書又は事業者提案の変更が不可抗力による場合は、別紙4「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。
- 2 前条の定めるところにより要求水準書又は事業者提案が変更される場合で、当該変更により乙において本事業に要する費用の減少が生ずるときは、甲は、乙と協議した上、サービス対価Bの支払額を減額することができる。

#### (甲による検査)

- 第73条** 甲は、必要があると認めるときは、維持管理期間中、いつでも、乙による維持管理業務の履行の状況について検査をすることができる。
- 2 甲は、前項の規定による検査の結果、要求水準が達成されていない場合は、第67条及び第78条に定める措置をとるものとする。

### 第6章 甲が実施する工事等との調整等に関する事項

#### (甲が実施する工事等との調整等)

- 第74条** 乙は、本事業に関連して甲がその責任及び費用において行う工業用水道施設の工事、送水管新設工事その他個別に発注する第三者の施工する工事並びに場内及び搬入経路の動線確保工事が、上水施設再整備業務又は維持管理業務に密接に関連する場合において、甲が必要と認めるときは、スケジュールの調整その他甲の実施するこれらの関連工事（以下「第三者施工関連工事」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行わなければならない。
- 2 前項に定める調整により、上水施設再整備業務又は維持管理業務の遅延又は甲若しくは乙に合理的な損害、損失又は増加費用が発生した場合には、甲の責任及び負担とし、乙との協議により整備期間及び維持管理期間の各始期及び終期の変更（ただし、維持管理期間は、維持管理開始日から15年後の応当日の前日を超えないものとする。以下、本条において同じ。）並びに当該増加費用の金額及び支払方法を定める。
- 3 本事業に関連して甲がその責任及び費用において行う工業用水道施設の工事完了後に行う上水施設の機能確保の確認の遅延又は不備により、上水施設再整備業務の遅延又は甲若しくは乙に合理的な損害、損失又は増加費用が発生した場合においても、甲の責任及び負担とし、乙との協議により整備期間及び維持管理期間の各始期及び終期の変更並びに当該増加費用の金額及び支払方法を定める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由（上水施設再整備業務又は維持管理業務の遅延を含む。）により第三者施工関連工事が遅延し、甲又は乙に合理的な損害、

損失又は増加費用が発生した場合には、いずれも乙の責任及び負担とし、甲に発生した損害、損失又は増加費用については甲と乙との協議によりその金額及び支払方法を定める。

## **第7章 モニタリングに関する事項**

### **第1節 引渡しまでのモニタリング**

#### **(上水施設再整備業務のモニタリング)**

- 第75条** 甲は、要求水準書及び事業者提案に適合した上水施設の適正かつ確実な整備を確保するため、乙に対し、上水施設再整備業務の業績等について本契約及び要求水準書で定める書面による報告を求めるほか、必要に応じて、乙に対する説明要求及び工事現場への立会い等を行い、それぞれの業務の業績等が要求水準書及び事業者提案に従い、上水施設再整備業務に係る要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。
- 2 乙は、前項の規定による確認の実施につき甲に対し可能な限りの協力を行うものとし、その業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。この場合に乙に生じた費用は乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項に規定による確認の実施を理由として、上水施設再整備業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担するものではない。

#### **(上水施設再整備業務不履行に関する手続)**

- 第76条** 甲は、前条に定める業績等のモニタリングの結果により、乙の整備する上水施設が要求水準書及び事業者提案に定める要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、乙に対して事前調査業務、設計業務、建設業務及び工事監理業務の改善要求措置をとるものとする。

### **第2節 引渡し以降のモニタリング**

#### **(維持管理業務のモニタリング)**

- 第77条** 甲は、要求水準書及び事業者提案に適合した上水施設の適正かつ確実な維持管理及び運営の実施を確保するため、別紙7「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対し、維持管理業務の業績等について本契約及び要求水準書で定める書面による報告を求め、当該業務の業績等が要求水準書及び事業者提案に従い、要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。
- 2 甲は、前項の規定による確認の実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担するものではない。

#### **(維持管理業務不履行に関する手続)**

- 第78条** 甲は、前条に定める業績等のモニタリングの結果により、乙による維持管理業務が要求水準書及び事業者提案に定める要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、別紙7「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対して当該業務の改善要求措置をとるものとする。

### **第8章 サービスの対価の支払に関する事項**

#### **(サービス対価の支払及び改定)**

- 第79条** 甲は、別紙5「サービス対価の支払方法」の定めるところによりサービス対価を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令等の範囲内においてサービス対価と対当額で相殺することができるものとする。
- 3 サービス対価は、別紙6「サービス対価の変更」に定めるところに従い改定される。

### **第9章 契約の解除及び終了に関する事項**

#### **第1節 解除及び契約の終了**

##### **(甲の解除権)**

- 第80条** 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由がなく、本契約に定める乙の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 乙が、その責めに帰すべき事由により、引渡日から 30 日（閉庁日を含む。）以上が経過しても上水施設を甲に引き渡すことができないとき、又は引渡しの見込みが明らかでないとき。
  - (3) 乙が、その責めに帰すべき事由により、上水施設の維持管理開始日から 30 日（閉庁日を含む。）以上が経過しても上水施設の維持管理業務を実施しないとき、又は実施する見込みが明らかでないとき。
  - (4) 乙が、業務受託企業をして、第 37 条第 2 項、第 51 条第 5 項、第 54 条第 2 項及び第 64 条第 2 項に掲げる者を設置しなかったとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (6) 乙が、自らに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らその申立てを決定したとき又は自ら若しくはその他の第三者によりその申立てがなされたとき。
  - (7) 乙が、第 81 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (8) 乙が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、是正措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
  - (9) 業務受託企業が重大な法令等の違反をしたとき（入札企業が、本事業の応募に関して重大な法令等の違反を行い本契約の締結後に基本協定第 7 条第 4 項各号のいずれかの事由に該当したときを含む。）。
  - (10) 乙、業務受託企業又は協力企業が、基本協定第 7 条第 5 項各号のいずれかの事由に該当したとき。
- 2 甲は、甲が政策変更等の理由により本事業を継続する必要がなくなった場合は、180 日（閉庁日を含む。）以上前に乙にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

#### **（乙の解除権）**

**第 81 条** 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、甲に書面で通知するものとし、甲がかかる通知を受領した日から 60 日間（閉庁日を含む。）の猶予期間の間に当該違反が治癒されないときは、本契約を解除することができる。

#### **（法令等の変更又は不可抗力の場合の措置）**

**第 82 条** 本契約の締結日から事業期間の終了日までの間に、法令等の変更又は不可抗力により次の各号に掲げる事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、甲は乙と協議の上、第 91 条又は第 94 条に規定する措置をとることができるものとする。この場合において生じる損害、損失又は費用は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

- (1) 乙による本事業の継続が不能となった場合
- (2) 乙による本事業の継続に過分の費用を要する場合

### **(違約金)**

- 第 83 条** 乙は、本契約の締結日から上水施設の引渡しまでの間に第 80 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、サービス対価 A の支払状況のいかに拘わらず、サービス対価 A 相当額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲から契約解除の通知を受けた後直ちに甲へ支払わなければならない。
- 2 乙は、上水施設の引渡し以降に第 80 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、本契約の解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていたサービス対価 B の残額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲から契約解除の通知を受けた後直ちに甲へ支払わなければならない。
- 3 甲は、第 2 項の場合において、第 10 条の契約保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、乙が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 4 甲は、第 89 条第 3 項第 3 号並びに第 92 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定める支払債務と、第 1 項及び第 2 項の違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。
- 5 本契約による違約金の定めは、損害賠償額の予定を意味しないものとし、甲による乙に対する違約金以上の金額の損害賠償請求を妨げるものではない。

### **(談合等不正行為があった場合の違約金)**

- 第 84 条** 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の鑑に記載された契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、入札企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は入札企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が業務受託企業に対し、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき（同法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）。
- (2) 入札企業又は入札企業が構成事業者である事業者団体が前号の審決に対し、同法第 77 条第 1 項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は入札企業又は入札企業が構成事業者である事業者団体が当該訴えを取り下げたとき。
- (3) 本契約に関し、入札企業（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

### (事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務)

- 第 85 条** 甲は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合においては、本契約が終了した日から 14 日（閉庁日を含む。）以内に、本施設の現況を検査することができるものとし、当該検査に要する費用は乙の負担とする。ただし、本契約が第 80 条第 2 項、第 81 条及び第 82 条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を合理的な範囲で甲が負担するものとする。
- 2 乙は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合において、事業場所又は工事用地に、乙又は業務受託企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人若しくは再委託先又はその使用人の所有又は管理するこれらの物件を含み、以下「乙等所有物件」という。）があるときは、当該乙等所有物件を直ちに撤去するとともに、事業場所を要求水準書及び事業者提案に定める業務運営に支障のない状態に回復して、甲の確認を受けなければならないものとし、当該撤去又は回復に要する費用は乙の負担とする。ただし、本契約が第 80 条第 2 項、第 81 条及び第 82 条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を合理的な範囲で甲が負担するものとする。
- 3 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に乙等所有物件を撤去せず、事業場所又は工事用地の状態を回復しないときは、乙に代わって当該物件を処分し、事業場所の状態を前項に定める状態に回復することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができないものとし、甲の処分又は回復に要した費用を負担しなければならない。ただし、本契約が第 80 条第 2 項、第 81 条及び第 82 条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するものとする。
- 4 上水施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、甲は、乙に対してその修補を請求することができる。甲による修補の請求があった場合には、乙は、速やかに当該修補を行い、当該修補が完了した場合には、速やかにその旨を甲に対して通知する。甲は、当該通知の受領後 14 日（閉庁日を含む。）以内に修補の完了の検査を行う。検査に要する費用は乙の負担とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 1 項又は前項の規定に基づく検査の終了後 1 年以内に上水施設が要求水準書及び事業者提案に示された性能を下回った場合（甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、乙は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。ただし、本契約が第 80 条第 2 項、第 81 条及び第 82 条に基づく解除により終了する場合は、この限りでない。
- 6 乙は、維持管理期間中に本契約が終了した場合、維持管理業務を全て終了した上で、業務終了から 14 日（閉庁日を含む。）以内にサービス対価 B の最終支払対象期間の日報等、当該時点までに本事業の過程で作成された日報等を整理した事業報告書及び上水施設の最新版の運転管理マニュアル、日常点検マニュアル、定期点検マニュアル及び危機管理マニュアル（以下「運転マニュアル等」という。）を編集したものを甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。乙は、本契約の終了前の適切な時期に、甲又は甲が指定



する第三者に対し、運転マニュアル等を基に運転方法等の指導を行うことを要する。指導内容については甲と協議のうえ決定する。

- 7 乙は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合、甲又は甲の指定する第三者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。
- 8 本契約終了時の手続に関する諸費用及び乙の清算に必要な費用等は、全て乙が負担する。ただし、本契約が第80条第2項、第81条及び第82条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を合理的な範囲で甲が負担するものとし、その金額及び支払方法については、甲が乙との協議により定めるものとする。

#### **(事業期間の終了時における乙の責務)**

**第86条** 乙は、事業期間が終了した場合、甲又は甲の指定する第三者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

- 2 乙は、事業期間の終了により上水施設の維持管理業務を引き継ぐに当たっては、上水施設が要求水準書に示された性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後2年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態で引き渡すことを要する。なお、事業期間終了後1年以内に、上水施設が要求水準書に示された性能を下回った場合(乙の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。)、乙は、自らの責任及び費用において修繕を行うものとする。
- 3 乙は、甲が合理的に満足する形式にて、全ての上水施設の物理特性、機能特性等を日常点検及び定期点検結果により可能な限り定量的に評価した機能能力表を甲に提出し、甲の承認を得た上で、上水施設を引き渡すことを要する。
- 4 乙は、事業期間の終了時に、甲に対し、本事業の過程で作成された日報等を整理した事業報告書及び上水施設の最新版の運転管理マニュアル等を編集したものを甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。また、乙は、事業期間の終了前の適切な時期に、甲又は甲の指定する第三者に対し、運転管理マニュアル等を基に運転方法等の指導を行うことを要する。指導内容については甲と協議の上決定するものとし、指導期間は最低2か月程度とする。
- 5 乙は、遅くとも事業期間の終了予定日の1年前までに、本条に定める引継ぎ業務の実施時期、事業期間の終了時における提出書類の内容及び部数等について甲と協議の上、決定するものとする。
- 6 乙は、事業期間終了後1年を経過するまで、自らの費用負担で存続するものとし、解散してはならない。ただし、第2項の修繕義務を甲が承諾する者に引き受けさせたときは、この限りでない。

### (保全義務)

**第 87 条** 乙は、契約解除の通知の日から第 89 条第 3 項第 2 号、第 90 条第 1 項第 2 号若しくは第 91 条第 3 項第 2 号による引渡し又は第 85 条第 7 項若しくは第 86 条第 1 項による引継ぎ完了の時まで、上水施設の出来形部分又は上水施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

### (関係書類の提出)

**第 88 条** 乙は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、乙が作成した設計図書等その他甲が合理的に要求した本事業に関し乙が作成した一切の書類及び電子データ（これが記録された媒体を含む。）を、甲に対して提出するものとする。

2 甲は、本契約の存続の有無にかかわらず、前項により乙から提出された設計図書等その他の書類を利用する権利及び権限を有するものとする。

## 第 2 節 上水施設の引渡しまでの事由による解除の効力

### (乙の帰責事由による契約解除の効力)

**第 89 条** 甲は、本契約の締結日から上水施設の引渡しまでの間において、第 80 条第 1 項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各号のいずれかの措置をとることができるものとする。

2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。

3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、建設中の上水施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は乙の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得することができる。

(3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する金額から甲が出来高に対し支払済みの金額を控除した額を支払う。

(4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められたサービス対価 A の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

- 4 前項の場合においては、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

#### (甲の帰責事由による契約解除の効力)

**第90条** 乙が、本契約の締結日から上水施設の引渡しまでの間において、第81条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第80条第2項により本契約を解除できる場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
  - (2) 甲は、前号の場合において、建設中の上水施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は甲の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。
  - (3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する金額から甲が出来高に対し支払済みの金額を控除した額を支払う。
  - (4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。
    - ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。
    - イ 最長、当初定められたサービス対価Aの支払スケジュールに従い、分割して支払う。
- 2 前項の場合においては、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

#### (法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)

**第91条** 甲は、本契約の締結日から上水施設の引渡しまでの間において、第82条に規定する場合であって、甲及び乙の協議が調わないとき又は乙が本事業の継続を断念したときは、以下の第2項又は第3項のいずれかの措置をとることができるものとする。

- 2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。
- 3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。
  - (1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
  - (2) 甲は、前号の場合において、建設中の上水施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は甲の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得することができる。
  - (3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する金額から甲が出来高に対し支払済みの金額を控除した額を支払う。

(4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められたサービス対価 A の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

4 甲は前項の支払をする場合、乙が不可抗力に起因して、第 17 条に定める保険金を受領するときは、当該解除に伴い乙が負担する費用等を超過する額を限度として、当該保険金額を前項の支払金額から控除した残額を乙に対して支払うことができる。

### 第 3 節 上水施設の引渡し後の事由による契約解除の効力

#### (乙の帰責事由による契約解除の効力)

**第 92 条** 甲は、上水施設の引渡し以降において、第 80 条第 1 項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとることができるものとする。

2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。

3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点におけるサービス対価 A の残額の 100 分の 100 を支払う。

(3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みのサービス対価 B の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。

(4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに、乙の指定する口座に一括して支払うものとする。

4 前項の場合においては、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

#### (甲の帰責事由による契約解除の効力)

**第 93 条** 乙が、上水施設の引渡し以降において、第 81 条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第 80 条第 2 項の規定により本契約を解除できる場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。

(1) 乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- (2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点におけるサービス対価 A の残額の 100 分の 100 を支払う。
  - (3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みのサービス対価 B の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。
  - (4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに、乙の指定する口座に一括して支払うものとする。
- 2 前項の場合においては、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

#### **（法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）**

**第 94 条** 甲は、上水施設の引渡し以降において、第 82 条に規定する場合であって、甲及び乙の協議が調わないとき又は乙が本事業の継続を断念したときは、以下の第 2 項又は第 3 項のいずれかの措置をとることができるものとする。

- 2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。
- 3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。
  - (1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
  - (2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点におけるサービス対価 A の残額の 100 分の 100 を支払う。
  - (3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みのサービス対価 B の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。
  - (4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに、乙の指定する口座に一括して支払うものとする。
- 4 甲は前項の支払をする場合に、乙が不可抗力に起因して、第 17 条及び第 18 条の保険金を受領するときは、当該解除に伴い乙が負担する費用等を超過する額を限度として、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を乙に対して支払うことができる。

### **第 10 章 表明保証及び誓約**

### (乙による事実の表明保証及び誓約)

**第95条** 乙は、甲に対して、本契約の締結日現在において次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づく義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続が履践されていること。
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令等に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に伴い乙に対して強制執行が可能であること。
- (5) 乙の資本金は●円であること。
- (6) 甲に提出した出資者誓約書兼保証書の内容に虚偽のないこと。

2 乙は、本契約の締結日から事業期間の終了日までの間において次の各号を誓約する。

- (1) 乙は、各入札企業をして、甲との間で締結した基本協定に従わせる。
- (2) 乙は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、甲の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしない。

### (甲による事実の表明保証)

**第96条** 甲は、乙に対して、本契約の締結日現在において次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 本契約の締結について、本契約の履行に必要な債務負担行為が甲の正規の手続によって決定されていること。
- (2) 本契約は、その締結及び前号の決定により、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い甲に対して強制執行が可能であること。

## 第11章 雑則

### (解釈)

**第97条** 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲の定める規則によるほか、その都度、甲及び乙の間で誠実に協議の上、これを定めるものとする。

## 附則

### (出資者に関する誓約)

- 第1条** 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、出資者をして、乙の株式又は出資（匿名組合出資に係る利益配分権及び出資金返還請求権を含む。以下同じ。）の全部若しくは一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定（電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和25年法律第145号）による一般担保権若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般担保権、又はこれらと同種同順位的一般担保権が法律上当然に生ずる場合を除く。）その他の処分をさせないものとする。
- 2 前項の取扱いは、出資者間において乙の株式又は出資の全部若しくは一部を譲渡、担保設定その他の処分をしようとする場合についても同様とする。
- 3 乙は、本契約の締結に当たり、出資者をして、基本協定に定めるところにより、別紙8「出資者誓約書兼保証書の様式」又は別紙9「誓約書の様式」の様式による出資者誓約書兼保証書又は誓約書を甲に対して提出させるものとする。
- 4 乙は、引渡日から2年経過後において、あらかじめ事業者提案に記載された代表企業の交代を行う場合には、甲の承諾を得ずに、旧代表企業をして、保有する乙の株式を新代表企業に譲渡させることができる。この場合、乙は、旧代表企業、新代表企業及び他の出資企業をして、当該株式譲渡を反映した出資者誓約書兼保証書、担保権設定契約書その他甲が合理的に要求する資料の写し及び統括マネジメント業務の受託者の交代を証する書面その他甲が合理的に要求する資料の写しを、速やかに甲に提出させるものとする。
- 5 乙は、本条各項を含めいかなる場合も、各出資企業をして、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、保有する乙の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行わせないものとする。

### (融資者との直接協定の締結)

- 第2条** 甲は、本事業の安定的な継続を図るため、乙に融資を行う者（以下「融資者」という。）との間で協議を行う。甲がこの協議を行う場合、次の各号に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、乙はかかる直接協定を締結した融資者からの融資を受けものとする。
- (1) 融資者による乙に対する債権回収・保全の状態及び乙の財務状況に関する甲への報告に関する事項
- (2) 本契約に関し乙に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資者への事前通知及び融資者との協議に関する事項

- (3) 乙の本契約に基づく義務又は融資者との間の融資契約に基づく義務の履行について懸念が発生した場合における、甲及び融資者による本事業の円滑な推進に向けた協議に関する事項
- (4) 乙の株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (5) 融資者が乙への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (6) 甲による本契約の解除に伴う措置に関する事項



## 別紙1 定義集

第3条に定める本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1. 「**安全衛生管理業務**」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する事業用地内乙側管理範囲の安全管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある安全衛生管理業務をいう。
2. 「**維持管理開始日**」とは、維持管理業務を開始する日をいい、令和7年4月1日を予定する。なお、本契約の規定に基づき整備期間が短縮又は延長された場合には、甲と乙が協議の上、維持管理業務の開始を変更するものとする。
3. 「**維持管理期間**」とは、維持管理開始日から15年後の応当日の前日として予定される令和22年3月末日までの期間をいう。
4. 「**維持管理企業**」とは、維持管理業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
5. 「**維持管理業務**」とは、本施設の性能及び機能を適正に維持管理するための上水施設維持管理業務をいい、その業務内容は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある計画策定業務及びセルフモニタリング業務、運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、災害・事故対策業務、安全衛生管理業務、教育・研修業務、施設公開業務、保安業務、清掃業務、上水汚泥等の処分業務及び事業終了後の引継ぎ業務をいう。
6. 「**打合せ記録簿**」とは、甲及び工事監理総括者との間の打合せの経過及び内容を記載した書面をいう。
7. 「**運転管理業務**」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する上水施設の運転管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある運転管理業務をいう。
8. 「**環境汚染物質**」とは、大気、水質又は土壌の環境を汚染している物質であって、生物に害を及ぼす可能性のある物質をいい、アスベスト、PCBを含む。
9. 「**監視員**」とは、乙による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために、第30条の規定に従って甲が委託により選任・設置する者をいう。
10. 「**管理技術者**」とは、本契約の履行に関し、設計業務の管理及び統括等を行う者で、乙が定めた者をいう。
11. 「**完成図書等**」とは、建設業務の成果品のうち、完成図書、工事報告書、工事精算書、工事写真、建築確認申請図書、水道法第22条の3に定める水道施設台帳その他要求水準書で定める建設業務における提出書類をいう。
12. 「**基本協定**」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、甲が本事業を対象とした一般競争入札による落札者の入札企業との間で締結する上ヶ原浄水場再整備等事業 基本協定書による協定をいい、その内容については入札説明書の別添資料4記載の書式によるものとする。

13. 「業績等」とは、乙による本事業の実施に伴う各業務の実施状況及びその成果である業績をいう。
14. 「業務受託企業」とは、本契約に定める事前調査企業、設計企業、建設企業、工事監理企業及び維持管理企業の総称をいう。
15. 「協力企業」とは、構成企業が乙から直接受託又は請け負った業務を、当該構成企業から当該業務に関してさらに直接業務を受託又は請け負う者をいう。
16. 「建設企業」とは、本契約に定める建設業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
17. 「建設業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき、乙が履行すべき撤去対象施設の撤去及び解体に関する業務並びに上水施設の新設工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書「第3 上水施設再整備業務」の記載によるものとする。
18. 「原水」とは、上ヶ原浄水場に流入する原水をいう。
19. 「工事監理企業」とは、本契約に定める工事監理業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
20. 「工事監理業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する本工事の工事監理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第3 上水施設再整備業務」に記載のある工事監理業務をいう。
21. 「工事監理総括者」とは、各工事の工事監理者を総括する者をいう。
22. 「工事写真」とは、本工事における各工程を撮影した写真をいう。
23. 「工事用地」とは、要求水準書別紙7に記載のある利用可能な施工ヤード・仮置きスペースのうち、上水施設再整備業務の履行のために必要があると甲が認める範囲の土地をいう。
24. 「構成企業」とは、乙から直接業務を受託又は請け負う者をいう。
25. 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その算定方法及び支払方法は本契約の別紙5「サービス対価の支払方法」に示すものとする。サービス対価はサービス対価A及びサービス対価Bから構成される。
26. 「災害・事故対策業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する災害、事故等の緊急時における体制構築に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある災害・事故対策業務をいう。
27. 「事業期間」とは、本契約の鑑に記載された事業期間をいう。
28. 「事業者」とは、基本協定に基づいて民間事業者が本事業の実施のみを目的として会社法に定める株式会社として設立した会社をいう。
29. 「事業者提案」とは、入札企業が本事業の入札手続において甲に提出した事業提案資料及び当該事業提案資料を詳細に説明する目的で落札者又は乙が作成して甲に提出した補足資料その他一切の説明・補足文書並びに乙が入札説明書等の規定に従い甲に対して提出した本事業に関する提案をいう。
30. 「事業終了後時の引継ぎ業務」とは、本事業の終了後に甲が引続き上水施設の運転を継続できるようにするため、乙が甲に対し適切な内容の引継ぎを行う業務をいい、

その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある事業終了後時の引継ぎ業務をいう。

31. 「事業場所」とは、本契約の鑑に記載された事業場所をいう。
32. 「事業用地」とは、乙が上水施設を再整備し、維持管理業務を行う範囲の甲の所有する事業場所の土地をいう。
33. 「甲実施業務」とは、要求水準書「第1 総則」1(8)③に記載のある甲が実施する業務をいう。
34. 「施設公開業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する事業用地内乙側管理範囲における見学者対応に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある施設公開業務をいう。
35. 「事前調査企業」とは、本契約に定める事前調査業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
36. 「事前調査業務」とは、設計業務及び建設業務に先立って行われる用地測量、地質調査、地下埋設物調査、土壌汚染測定及び雨水・汚水排水経路の確認その他必要となる一切の調査に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第3 上水施設再整備業務」に記載のある事前調査業務をいう。
37. 「下請負人」とは、本事業の実施に伴う各業務の一部を業務受託企業から請け負う者をいう。
38. 「実施方針」とは、P F I 法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針をいい、本事業においては、甲が平成31年2月に公表した「上ヶ原浄水場再整備等事業実施方針」（これに係る質問回答書を含む。）をいう。
39. 「受託水道業務技術管理者」とは、水道法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。
40. 「出資企業」とは、乙への出資者であり、かつ、乙から直接業務を受託又は請け負う者をいう。
41. 「出資者」とは、乙の株主となる者をいう。
42. 「出資者誓約書兼保証書」とは、本契約附則第1条に基づき出資者が甲に提出する誓約書兼保証書をいい、本契約の別紙8「出資者誓約書兼保証書」記載の書式によるものとする。
43. 「上水施設」とは、要求水準書に定義される上水施設をいう。
44. 「上水施設再整備業務」とは、乙が本契約及び要求水準書に基づいて実施する上水施設再整備業務をいい、その業務内容は要求水準書「第3 上水施設再整備業務」に記載のある事前調査業務、設計業務、建設業務及び工事監理業務をいう。
45. 「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）に定める税をいう。
46. 「水質管理業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する原水等の水質の測定に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある水質管理業務をいう。

47. 「**成果物**」とは、設計図書等、完成図書等並びに運転管理マニュアル等その他本契約に関して要求水準書及び甲の要求に基づき作成される一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
48. 「**清掃業務**」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する事業用地内における清掃に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第4 上水施設維持管理業務」に記載のある清掃業務をいう。
49. 「**整備期間**」とは、本契約の締結日から5年後に到来する維持管理開始日の前日までをいい、令和7年3月末日までを予定する。
50. 「**設計企業**」とは、本契約に定める設計業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
51. 「**設計業務**」とは、本契約及び要求水準書に基づき、乙が履行する上水施設及び撤去対象施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第3 上水施設再整備業務」に記載のある設計業務をいう。
52. 「**設計図書等**」とは、設計業務の成果品のうち、設計図書、設計報告書、工事施工計画書（仮設計画を含む。）、工事費内訳書、要求性能確認報告書その他要求水準書で定める設計業務における提出書類をいう。
53. 「**統括責任者**」とは、乙が本契約第33条第2項に定める権限を行使させるために配置する者をいう。
54. 「**統括マネジメント業務**」とは、乙が本契約及び要求水準書に基づいて実施する統括マネジメント業務をいい、その業務内容は要求水準書「第2 統括マネジメント業務」に記載のある対象業務の統括業務、計画策定業務、甲との調整業務、乙のグループ内の調整業務、モニタリング業務及び業務の報告業務をいう。
55. 「**対象業務**」とは、統括マネジメント業務、上水施設再整備業務及び維持管理業務をいう。
56. 「**代表企業**」とは、出資企業のうち、乙へ最大の出資をし、かつ乙の株主総会における3分の1を超える議決権保有割合を有し、乙から直接統括マネジメント業務を受託する者であり、応募グループを代表し、応募手続きを行う者をいう。
57. 「**代表企業の交代**」とは、①既存の代表企業（以下「旧代表企業」という。）が保有する乙の株式を既存の他の出資企業（以下「新代表企業」という。）に譲渡し、譲渡後において、新代表企業が乙への出資者のうち最大の出資をし、かつ乙の株主総会における3分の1を超える議決権保有割合を有する者となり、旧代表企業が引き続き乙への出資者であり、かつ乙の株主総会における議決権を有する者になるとともに、②新代表企業が旧代表企業から統括マネジメント業務の受託者としての地位及び権利義務を承継することをいう。
58. 「**担当技術者**」とは、管理技術者の下で設計業務を担当する者で、乙が定めた者をいう。
59. 「**地中埋設物**」とは、上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール、埋蔵文化財等、地中に埋設された物をいう。

60. 「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（いずれも、その出願、申請又は登録に関する権利を含み、また、これらに相当する外国法に基づく権利を含む。）その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利をいう。
61. 「地方消費税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。その後の改正を含む。）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
62. 「撤去対象施設」とは、要求水準書「第 1 総則」1. (8)①イに記載のある撤去される施設をいう。
63. 「土壌汚染」とは、土壌に特定有害物質（土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義される意味を有する。）が含まれることにより汚染された状態をいう。
64. 「日報等」とは、要求水準書「第 3 上水施設維持管理業務」表 4-2 に記載のある日報、月報、四半期報及び年報をいう。
65. 「入札企業」とは、構成企業及び協力企業をいう。
66. 「入札説明書等」とは、甲が本事業の入札手続において配布した調達公告、要求水準書その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
67. 「引渡日」とは、乙が甲に完成した上水施設の引渡しを完了する日として定められた日をいい、令和 7 年 3 月末日を予定する。本契約の規定に基づき整備期間が短縮又は延長された場合には、甲と乙が協議の上、引渡日を変更するものとする。
68. 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。その後の改正を含む。）をいう。
69. 「不可抗力」とは、本契約の別紙 4 「不可抗力による費用分担」に定める定義による。
70. 「不可抗力による費用分担」とは、本事業の実施における不可抗力による損害を分担するための規定をいい、その詳細は本契約の別紙 4 「不可抗力による費用分担」によるものとする。
71. 「閉庁日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含む。）に定める行政機関の休日をいう。
72. 「法令等」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。
73. 「保安業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する事業用地内における保安に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第 4 上水施設維持管理業務」に記載のある保安業務をいう。
74. 「保全管理業務」とは、本契約及び要求水準書に基づき乙が履行する本施設の点検管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「第 4 上水施設維持管理業務」に記載のある保全管理業務をいう。
75. 「本工事」とは、建設業務に係る工事を個別に又は総称していう。
76. 「本事業」とは、本契約及び PFI 法に基づいて実施する上ヶ原浄水場再整備等事業をいう。

77. 「本施設」とは、撤去対象施設及び上水施設をいう。
78. 「要求水準」とは、甲が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき乙に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
79. 「要求水準書」とは、本事業における各業務の実施において乙が達成しなければならない甲の要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は入札説明書の別添資料1に示す要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）によるものとする。なお、入札手続において提出した事業者提案に基づいて本契約締結時までに要求水準書が変更された場合、又は本契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。

## 別紙2 乙等が付す保険等

### (1) 整備期間の保険

#### ① 建設工事保険

工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

ア 対象：建設工事に関するすべての建設資産

イ 補償額：本施設の再調達金額

ウ その他：被保険者を、乙、建設企業等及び甲とする。

#### ② 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

ア 対象：本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任

イ 補償額：任意とする。

ウ その他：被保険者を、乙、建設企業等及び甲とし、交叉責任担保特約を付ける。

#### ③ 火災保険

ア 対象：本施設

イ 補償額：本施設の再調達価格

ウ その他：被保険者を、乙、建設企業等及び甲とする。

#### ④ その他の保険

[乙の提案による。]

### (2) 維持管理期間の保険

#### ① 所有権移転日以降における第三者賠償責任保険

ア 対象：本施設内における引渡日以降の法律上の賠償責任

イ 補償額：任意とする。

ウ その他被保険者を、乙、維持管理受託者等及び甲とし、交叉責任担保特約を付すものとする。

#### ② 民間自主事業にかかる保険

[乙の提案による。]

別紙3 法令等の変更による費用の負担割合

	甲負担割合	乙負担割合
① 本事業に直接関わる法令等 法令等の新設・変更の場合	100%	0%
② ①以外の法令等の新設・変更の場合	0%	100%

なお、①の本事業に直接関わる法令等とは、特に対象業務その他に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

ただし、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、以下の各号に掲げるとおりとする。

① 本事業の内容如何にかかわらず、法人の利益に関する 税制（外形標準課税に係るものを含む。）の変更又は 新設の場合	0%	100%
② 消費税・地方消費税に関する税制の変更 又は新設の場合	100%	0%



## 別紙4 不可抗力による費用分担

本契約第22条に定める「不可抗力」による費用分担は、以下のとおりとする。

### 1 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある管理者及び乙の責任者によっても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害、若しくは傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）を不可抗力という。なお、不可抗力の具体例は、以下のとおりである。

#### (1) 天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

#### (2) 人為的な事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

#### (3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

### 2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 整備期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設整備費及び維持管理費（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査、設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷及び復旧費用
- ⑤ 整備期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）
- ⑥ 整備期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の期待利益は除く。）

### 3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

#### (1) 整備期間中の損害分担

- ① 整備期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、サービス対価 A の 1 %相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1 %を超える額については甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、上水施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷及び復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の 1 %の乙負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- ④ 乙が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

## (2) 維持管理期間中の損害分担

- ① 維持管理期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、不可抗力の事由 1 件ごとに、当該不可抗力の事由の発生した当該年度におけるサービス対価 B の総額の 1 %相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1 %を超える額についてはこれを甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷及び復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 乙が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

別紙5 サービスの対価の支払方法

(入札説明書別紙2を転記)

別紙6 サービスの対価の変更

(入札説明書別紙3を転記)

別紙 7 維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等

(入札説明書別紙 4 を転記)

令和●年●月●日

神戸市水道局  
神戸市水道事業管理者  
広瀬 朋義

出資者誓約書兼保証書

神戸市水道局（以下「甲」という。）及び【事業者名】（以下「乙」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された「上ヶ原浄水場再整備等事業 事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、乙の出資者である●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、後記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 乙が、令和●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 （1）本日現在における乙の発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。  
（2）当社らの保有する乙の株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。  
（3）当社らではない者が保有する乙の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 乙が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する乙の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に書面で通知し、甲の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他甲が合理的に要求する資料の写しを速やかに甲に提出すること。

4 当社らは、本契約が終了するまでの間、乙の議決権を各保有するものとし、「上ヶ原浄水場再整備等事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）第4条第2項を遵守するとともに、基本協定第5条第2項に定めるあらかじめ事業者提案に記載された代表企業の交代を行う場合又は甲の事前の書面による承諾がある場合（第3項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、乙の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社らは、いかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。

5 当社らが保有する乙の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社らは、譲受予定者から別添の誓約書を徴求の上、甲に提出すること。

以上

(代表企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(出資企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

令和●年●月●日

神戸市水道局  
神戸市水道事業管理者  
広瀬 朋義

誓 約 書

神戸市水道局（以下「甲」という。）及び【事業者名】（以下「乙」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された「上ヶ原浄水場再整備等事業 事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する乙の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する乙の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に甲に書面で通知し、甲の書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する乙の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、甲に提出すること。

以上

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】